



「誰一人取り残さない社会」「安全・安心な社会」をめざして

阿南那賀地区保護司会

小坂 敏春さん、幸坂 敏行さん

1 保護司とは
保護司とは、犯罪や非行をした人たちの立ち直りを支える民間のボランティアです。法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員ですが、給与は支給されていません。那賀川町の「阿南那賀地区更生保護サポートセンター」を拠点に現在63人（定員64人）が活動しています。

2 保護司の活動

保護観察 月に2～3回、保護観察を受けている人をサポートセンターや自宅で、あるいは家庭を訪問して面接を行い、保護観察中の遵守事項を守るよう指導するほか、就労の援助、本人の悩み等に対する相談を行っています。私たち保護司が心がけていることは、まず、被害者への謝罪や被害弁

償などの対応ができるかどうか確認し、自身が当然取り組むべき課題の一つであることを示し、共に考え、具体的な方策を見いだし、実践できるように支えていくことです。

さらに、本人が被害者の心情に思い至り、反省や悔悟の情を深め、「二度と罪を犯さない」という強い決意を持たせることを肝に銘じていています。

生活環境の調整 矯正施設（刑事施設や少年院）に収容されている人が釈放された時に、更生に適した環境で生活できるよう、収容中から帰住先の調査や引受人との話し合い、就職先等の調整を行うなどし、必要な受け入れ態勢を整える活動を行っています。

犯罪予防活動 犯罪や非行の発生を未然に防ぐことを目的として、さまざまな犯罪予防活動を実施しています。また、「社会を明るくする運動」や「薬物乱用防止運動」など、阿南市および那賀町、学校等教育機関、福祉関係機関、阿南警察署、更生保護女性会、BBS会等、地域のさまざまな団体と連携して更生保護の啓発活動を行っています。

令和4年度は「第68回青少年非行防止並びに少年の主張阿南那賀中学校生徒弁論大会」を開催し、最優秀賞に讃岐優奈さん（阿南中学校2年）が選ばれ、徳島県大会においても見事最優秀賞を受賞しました。また、第3弾「花いっぱい運動」として、

管内小中学校・幼稚園・保育所・高校・公共施設に、パンジー・ビオラ・葉ボタン等の苗を植えたプランター241個を配布しました。

3 更生保護における犯罪被害者等施策

社会で暮らす多くの人たちは、完全で安心して暮らしたいと願っています。しかし、犯罪被害者やその遺族・家族は、犯罪によって生命を奪われ、家族を失い、傷つき、大切なものを奪われるといった被害を受け、それらの目に見える被害に加えて、精神的にも大きなショックを受けています。また、被害後は、再被害の不安にさいなまれたり、捜査や裁判等の手続きで負担を負ったり、配慮に欠けた対応や心ない言動を受けるなど、二次的被害にも苦しんでいます。

平成16年に制定された犯罪被害者等基本法においては、「犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が被害を受けた時から再び平穏な生活ができるようになるまでの間、必要な支援を途切れることなく受けれることが當めるよう、講ぜられるものとする」といった理念が盛り込まれました。

このような経緯を踏まえ、徳島保護観察所では被害者担当官（保護観察官）と被害者担当保護司（2人）を配置し、協働しながら犯罪被害者支援を行っています。

4 「誰一人取り残さない社会」



阿南那賀地区更生保護
サポートセンター

問い合わせ

人権・男女共同参画課

☎ 22-3094

「安全・安心な社会」をめざして
私たちには、保護司としての使命を自覚し、常に人権感覚を磨き人権意識を高めるとともに、自らの人間性を通じて犯罪や争いのない安全・安心な社会をめざしています。そのためには、罪を償い再出発をしようとしている人たちを地域で支える「更生保護」が重要です。彼ら・彼女らが、支援を受けられずに再犯や再非行を重ねることがないよう、さまざまなものから見守り、更生を支援する「更生保護ボランティア」の活動にご理解いただき、力を貸してください。